

鹿児島リジョン事務局規約

(2019.7.1 改正)

1. 名 称
ライオンズクラブ国際協会 337-D地区 鹿児島リジョン事務局
(1996年6月1日設立)
2. 事務局所在地
〒890-0055 鹿児島県鹿児島市上荒田町16-21
3. 目 的
リジョン内の各ゾーン・各クラブ間の連絡協調と各クラブの向上発展を計る為、国際協会並びにキャビネットの基本的方針に従い、リジョン内の各クラブの運営を円滑ならしめる事務を行うことを目的とする。
4. 業 務
 - (1) キャビネット事務局とクラブ間の連絡業務
 - (2) クラブ結成並びにチャーターナイトの事務的協力
 - (3) 公式訪問並びにガバナー諮問委員会関係業務
 - (4) RC並びにZC会議関係業務
 - (5) 運営委員会関係業務
 - (6) リジョン内の周知連絡業務
 - (7) 各種研修会関係業務
 - (8) 事務職員研修会関係業務
 - (9) レオC研修会関係業務
 - (10) YCE関係業務
 - (11) 三献推進関係業務
 - (12) 共同アクティビティ関係業務
 - (13) ライオンズクエスト関係業務
 - (14) その他
5. 事務局機構
 - (1) 事務局運営のために運営委員会を置き、その機構は、下記の通りとする。

委 員 長	リジョン・チェアパーソン (該当する副地区ガバナーが兼任する。)
委 員	リジョン内各クラブ会長・地区役員全員
会 計	リジョン・チェアパーソンが委嘱する。
 - (2) 事務局職員を常置し、上記の業務並びに庶務及び、会計を担当する。
(土・日・祝休とし、休日出勤の場合、代休とする。／有給休暇与。)
 - (3) 運営委員会は年2回開催するものとし、必要な時は随時開催する。
 - (4)-① 事務局の会計監査をする為にライオンズ会員の中の会計の専門家である会計士又は、税理士の中からリジョン・チェアパーソンが2名の会計監査委員を任命する。会計監査委員の任期は2年とする。但し再任はさまたげない。また、最初の任期は1名が1年、もう1名は2年とする。次期からは2年任期の会計監査委員1名を任命し、常に2名体制とする。
 - (4)-② 鹿児島リジョンの予算委員会を設ける。(予算委員会は、予算案を兼ねる。)
予算委員会の構成は、リジョン・チェアパーソン・前リジョン・チェアパーソン・リジョン会計・事務局とする。
 - (5) 事務局は年2回、業務並びに会計報告を各クラブに報告しなければならない。
6. 事務局の負担経費
 - (1) 各クラブとも会員1人当たり、月170円を負担する。
納期は上半期は6月末の会員数をもって8月中に、下半期は12月末の会員数をもって2月中に納入し、途中入会者の分については、その期は徴収しない。
 - (2) 負担会費を改訂する場合は、運営委員会の決議によるものとする。